

1. 父子家庭施策のあり方に関する研究 (2)

— 介護人派遣事業の現状と課題 —

児童家庭福祉研究部	高橋重宏
	坂本健
調査研究企画部	庄司順一
東海大学	滝口桂子
明治学院大学	松原康雄
厚生省児童家庭局家庭福祉課	井田千昭
	新保幸男
厚生省児童家庭局母子保健課	清水美登里

要約

本研究は、今後の父子家庭施策のあり方を検討することを目的としている。2年目の研究として比較的父子会活動が活発であり、行政の父子家庭施策への取り組みが積極的である広島市（広島県）と枚方市（大阪府）の2地区を対象に、介護人派遣事業の利用の実態調査と具体的な事例を集めた。そして、当事者である父親の意見を尊重しつつ介護人派遣事業についての今後の課題について考察した。

見出し語：父子家庭、父子のウェルビーイング、介護人派遣事業

Research on the Future Policy Direction for Lone Father Families: The Conditions and issues related to home help support programmes

*Shigehiro Takahashi, Takeshi Sakamoto, Junichi Shoji, Keiko Takiguchi,
Yasuo Matsubara, Chiaki Ida, Yukio Shinbo, Midori Shimizu*

Abstract: *This research aims to examine the future policy direction for lone father families. In this two-year project we have undertaken a survey of the conditions and case examples of home help support programmes found in districts, Hiroshima City and Hirakata City, where there exist relatively active local lone fathers' committees and progressive policy measures on lone father families by the respective local governments.*

This research hopes to discuss effective policies for lone father families based on the opinions of the fathers and the support worker's involved in the home help support programed.

Key Words : *lone father families, the well-being of lone father families, home help support program.*

I はじめに

父子家庭施策のあり方を検討することを目的として、平成6年度から着手した調査研究の第2年目の報告である。初年度は全国で実施されている父子家庭施策の実態を把握するために、人口8万人以上の市、東京23区、人口上位10位までの町、計302か所を対象に、父子家庭施策の実施状況を調査した。詳細な内容については本紀要の第31集を参照いただきたいが、要点をまとめると、①父子家庭施策は、同じひとり親家庭である母子に比べて格段に施策が少ないこと、②全国的にみると、介護人派遣と医療費助成の2つの事業の実施率が高いこと、③しかしながら同事業が実施されている場合でも、父子家庭の利用はかなり低いこと、④市・区・町によって父子家庭施策への取り組みに相違が伺えること、などが明らかになった。そして検討を進めるなかで、父子施策を実施してもなぜ利用につながらないのか、その理由を明らかにし、父子家庭施策の充実に反映させることの必要性が確認された。

これを受けて平成7年度の研究では、当事者である父子への接近を目標に据えた。ここで実際の父子の意見を把握するにはどうすればよいかという難問に直面したのである。多方面からの可能性を考慮する中から、我々は次の方法を選択した。それは全国的にいくつかの地域で活動がなされている父子会を通してのアプローチである。この方法が、確実に父子の声を集約するのに最善であると判断したからである。また父子会活動に積極的に取り組まれている地域では、行政-社会福祉協議会-父子会という三者の連携が進んでおり、比較的父子家庭が利用できる施策が整備されているという状況にもよる。今回幸いにも広島市父子会、枚方市父子福祉会の協力を得ることができ、父子施策を利用した経験のある父子の声を聴取する場をもつことができたことは、本研究の進行にとってとても有益であった。

以上のような経緯を経て、平成7年度の研究を進めたわけであるが、具体的な内容については次項でふれることとする。

II 第2年次の研究目的と方法について

第2年次は、父子家庭施策について、利用者側である父子の意見を把握することによって、現行の父子家庭施策の利用度を高めるための条件と、今後施策化が必要とされる分野の検討を目的とした。研究方法としては、施策の利用主体である父子の意見を集約するために質問紙

調査を実施、あわせてアンケート調査ではつかめない生の意見を個別の訪問調査を行なうことによってフォローした。調査研究対象地区としては、父子会活動の活発さ並びに行政の父子家庭施策への取り組みが積極的であるといわれる広島市と枚方市の2地区を選定した。研究内容としては、全国各地で実施されていながらも利用実績が高いとはいえない、しかしその必要性は高いと考えられる介護人派遣事業に焦点をあて、考察を進めることとした。

III 介護人派遣事業について

1 介護人派遣事業の概要

ここで研究の対象となる介護人派遣事業について、その内容及び経緯について整理しておきたい。介護人派遣事業は当初、母子家庭のみを対象として開始されたが、昭和57年10月1日から父子家庭も対象に拡大された。しかしこの当時の派遣対象家庭には所得制限がふされており、無料で利用できたが、すべての父子家庭が利用対象とされていたものではなかった。介護人派遣の対象が、介護を必要とするすべての家庭へと拡大されたのは昭和60年10月1日からであり、この改正を機に利用者負担が導入された。

父子家庭への拡大、費用負担の導入などのほかに、具体的な派遣対象要件に関しても所要の改正がなされ、徐々に拡大されている。すなわち昭和57年当時は、父の傷病のみを派遣対象としていたが、昭和60年の改正によって、児童の傷病の場合にも派遣されるようになった。そして平成元年4月1日から、同居している祖父母の傷病の場合にも派遣されるよう制度改正がなされた。さらに平成7年4月1日からは、父子家庭になって6か月未満の場合には日常介護を理由とした利用が可能ないように制度の充実がはかられ、今日に至っている(次ページ表1参照)。

2. 広島市、枚方市の介護人派遣事業

本研究の対象地域とした広島市、枚方市の現在の父子家庭介護人派遣事業の実施要綱を表2にまとめた。2つの都市を比べると、派遣対象と介護期間において若干の相違がみられる。現在国制度では、父子家庭の父または当該世帯と同居している祖父母、及び父子家庭の児童の一時的な傷病のために日常生活を営むのに支障がある場合と、父子家庭になった直後の日常介護の援助の場合に介護人が派遣されることとなっており、この場合の児童

表1 父子家庭介護人派遣事業の変遷

改正日	昭和57年10月1日	昭和60年10月1日	平成元年4月1日
実施主体	都道府県・指定都市		
派遣対象	・乳幼児を抱えた父子家庭（父以外に義務教育終了後の者が含まれていないこと）であって、父の一時的な傷病のため日常生活を営むのに支障があり、かつ、介護を行う者を得ることの困難な低所得（児童扶養手当の所得基準額未満の世帯）のもの	・父子家庭の父または当該家庭の児童（義務教育終了前の者）の一時的な傷病のため日常生活を営むのに支障があり、かつ、介護を行う者を得ることが困難な世帯	・父子家庭の父または当該世帯と同居している祖父母、及び父子家庭の児童（義務教育終了前の者）の一時的な傷病のため日常生活を営むのに支障があり、かつ、介護を行う者を得ることが困難な世帯 ・父子家庭になった直後（6か月間）（平成7年度から）
介護人選定	次の要件を備えている者のうちから介護人を選定し、登録しておくこと ①心身ともに健全であること ②父子家庭の福祉の向上に理解と熟意を有すること ③家事、介護及び保育の経験及び能力を有すること		
介護内容	次に掲げるもののうち必要と認められるものとする ・乳幼児の保育 ・食事の世話 ・住居の掃除 ・身の回りの世話 ・生活必需品等の買物 ・医療機関等との連絡 ・その他必要な用務		
派遣時間	（特に規定はない）	・一日または半日を単位とし、一回8時間以内または4時間以内とすること	
費用負担	無料	児童扶養手当の所得基準額未満の世帯 無料 児童扶養手当の所得基準額以上の世帯 費用負担あり 1日の場合 3,650円 半日の場合 1,825円	
国庫補助	3分の1		2分の1

とは、義務教育終了前の者となっている。この派遣対象要件については、広島市は国と同じ条件であるが、枚方市は、児童の年齢を18歳に達する日の属する年度の末日以前の児童までを対象とし、子どもが高校に在学する

期間利用できるよう配慮されている。また父の出張や入院時にも利用できるよう、派遣対象理由がひろげられている。一方広島市についても、父子家庭になった直後6か月間は、父の傷病などの理由に該当しなくても日常介

表2 広島市、枚方市の父子家庭介護人派遣事業の概要

都市名	広島市	枚方市
派遣対象と介護期間	20歳未満の児童により構成されている父子家庭 ・父、義務教育終了前の児童、または同居している祖父母の一時的な傷病→月5日以内 ・父子家庭になった直後（6か月間）→月5日以内（月10日以内も可能。ただし3か月を限度とする）	20歳未満の児童により構成されている父子家庭 ・父、18歳に達する日の属する年度の末日以前の児童、または同居している祖父母の一時的な傷病→月5日以内 ・父が出張しているとき→月5日以内 ・その他、家事、育児等に支障があるとき（父の入院を含む）→週2日以内
介護人選定	次の要件を備えている者のうちから介護人を選定する ①父子家庭の福祉の向上に理解と熱意を有すること ②家事、介護及び保育の経験及び能力を有すること	
介護内容	次に掲げるもののうち必要と認められるものとする ・児童の保育 ・食事の世話 ・住居の掃除 ・身の回りの世話 ・生活必需品の買物 ・医療機関等との連絡 ・その他必要な用務	
介護人数	1人派遣（必要に応じて2人派遣）	
派遣時間	・一日または半日を単位とし、一回の介護時間は、それぞれおおむね8時間または4時間とする	
派遣時間帯	8:30～17:00（この時間帯限りではない）	規定なし（調整さえつけばいつでもよい）
費用負担	児童扶養手当の所得基準額未満の世帯 無料 児童扶養手当の所得基準額以上の世帯 有料（国基準と同じ）	

護を理由とした利用を平成5年度から可能とするなど、国に先駆けた形での制度の充実がはかられてきた。

介護人数に関しても、国制度は1人派遣を原則としているが、広島市・枚方市ともに必要に応じて2人派遣ができるよう定められており、利用者である父子側と派遣される介護人側双方が制度をより活用しやすいような試みがなされている。

このように広島市・枚方市とも介護人派遣事業の充実に取り組まれているが、それでは実際の利用状況はどう

であろうか。表3は、広島市の介護人派遣事業の利用実績である。介護人派遣制度を利用するに当たっては、利用者側は事前に登録しておくことが必要とされる。平成4年度から6年度までの3年間の登録率（登録家庭数÷父子世帯数×100）は、順に1.3%→1.6%→1.8%と微増傾向にあるものの、2%にも満たない低登録率である。実際の利用世帯数（平成4年度～7年度）についても、4世帯→8世帯→1世帯→1世帯と、年度によってバラツキがあるというものの、低調な利用率であるといっても過言ではないだろう。

表3 広島市介護人派遣事業利用実績

年 度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度
利用世帯数	4世帯	8世帯	1世帯	1世帯
派遣日数	16.5日	22.5日	20.0日	10.0日
登録家庭数	23世帯	28世帯	31世帯	*世帯
介護人数	111人	89人	94人	*人
父子世帯数	1,708世帯	1,730世帯	1,751世帯	*世帯

*平成7年度は集計中のため未集録

一方枚方市の場合においても、表4に示されるように、昭和63年度から利用要件に日常介護を含むよう拡大された以降は、派遣日数が大幅に増加している。しかし、件数で見ると10件を越す程度であることから、同一世帯による長期利用によるものが多いものと推察される。

このように介護人派遣事業への取り組みが先駆的な広

島市・枚方市においても、なかなか実際の利用に結びつかないという本事業の難しさが伺える。介護人派遣事業を必要としている父子家庭は少なくないと思われる故に、現行制度のどの点が利用を遠ざけているのか、どのように改善すれば利用率が向上し、父子家庭の福祉の向上に資することができるのかについての検討を進めたいと思う。

表4 枚方市介護人派遣事業利用実績

年度	件数	日数	派遣事由
60	1	1	父の出張
61	0	0	—
62	1	5	父の出張
63	5	221	日常介護(4件216日) 父の出張(1件5日)
元	5	297	日常介護
2	7	341	日常介護(4件329日) 父の出張(3件12日)
3	10	336	日常介護(7件327日) 父の出張(3件9日)
4	10	473	日常介護
5	13	800	日常介護
6	11	757	日常介護
7	9	688	日常介護

3. 介護人派遣の利用事例

今回広島市・枚方市の両市において、介護人派遣事業の利用を考えた、または実際に利用した経験をもつ父親へのインタビュー調査を行った。まず個別の父親の介護人派遣事業の利用例をまとめておく。

【Aさん】離別。長女小2，長男年中児。父子になった当初は、行政・学校・民生委員などへの不信感も強く、生活に追われる毎日、福祉事務所を訪ねることもなかった。父子家庭になって2年を経過した頃、父親は心身に疲労が蓄積していた父親は、子どもに何か習わせようと思い、長女が公民館の手話教室に通いはじめた。これを期に地区社会福祉協議会を経て、父子会との関わりが生まれ、介護人派遣事業の利用へと至る。

規定通りの利用だと週1日だが、1日分の時間を1回当たり2時間に分割し、1回2時間ずつの週3日利用に、かつ17時以降の夕刻からの時間帯への派遣を認めてもらうようになった。この点についてAさんは、福祉事務所の配慮に感謝する一方で、もし建前通りの週1日・昼間だけでは、ほとんど意味がなかっただろうと話している。

Aさんは決して介護人さんを頼らないようつとめたといい、洗濯や掃除などは頼まないように注意したとのこと。Aさんが介護人に期待したことは、夕食づくりと子どもとのコミュニケーションの2点である。とくに子どもを育てていくうえで、父親のできない子どもの精神面への援助を重要視した。子ども達は大きくなってからも介護人さんをしたい、Aさん自身も父親の足りないところを補ってもらえることができたことを感謝している。

【Bさん】子ども(男児)が4歳時に離別。子どもを施設に預けたりもしたが、小学校入学を期に引き取る。民生委員に相談すると「がんばりしやさい」だけ、行政の窓口担当者もマニュアル通りの対応で、あまり親身になって相談にのってもらえなかったと言う。

介護人に対しては、夕食づくりと翌日の子どもの弁当の準備、子どもが父には話せないようなことを介護人に聞いてもらい、子どもの精神的安定に資すること、などを期待した。

【Cさん】子ども(男児)2歳時に離別。当初は保育所とヘビーホテルを併用してのりきる。子どもが小5の時、父事故で入院することになる。福祉事務所に「今の生活を変えないで何とかしたい。介護人を使わせて欲しい」と相談するが、担当者は「3カ月以上の入院だったら他に方法がありません。養護施設入所の手続きをとりましょう」としてとりあってもらえなかったと言う。結局Cさんは社会福祉協議会でボランティアの紹介を受け、この危機を無事乗り越えることができた。

【Dさん】子どもは幼稚園年中男児、小学1年生女児の2人で、母親交通事故で死亡。どうやって子どもを育てていったらよいかと市役所に相談。そこで介護人の利用をすすめられる。当初は週2日介護人を利用し、残りの日については私的契約をする形で同じ人に来ていただく。介護人には、子どもとの情緒的な関わり、夕食の準備、簡単な家事を子どもに教えること(たとえば洗濯物をたたむこと)などを依頼した。時間的にはDさんが19時に帰宅することから、15時前後からの利用と

し、父親と入れ替わりができるよう配慮してもらったとのこと。

父子での生活で一番つらいのは、子どもが病気の時に休めないことであると言う。下の子どもが寝ているにもかかわらず出勤する時には、「あと何時間したらおばさん来てくれるから」と子どもを励まして出勤した。

これまでにいろいろな介護人・家政婦さんに来てもらったというが、一部の介護人を除いて、母親ほどのきめ細やかさをもった人は少ないとの感想である。それは子どもの靴が汚れているので洗って欲しいと頼んでも、「また今度な」でなかなか洗ってもらえないことや（確かに子どもが帰宅する16時以降は食事の準備などで忙しいのはわかるが）、シャツのボタンがはずれていても、つけてくれる人は少ない（洗濯時に気づくはずだが）ことなどからである。

介護人派遣制度について、少しずつ子どもと父親とでできることを増やしていかなければいけないから、現行制度でよいと言う。父子になった当初は介護人に対する期待が大きくて、何でもかんでもやってもらえるのでは、と思ったりもしたが、少しずつ落ち着いてくるにつれ、自分たちの生活を築いていかなければという思いが強くなってきたと語る。市の窓口に対しては、介護人のほか保育所利用の相談や学童クラブの紹介など、適切な助言をいただいたと感謝し、介護人+家政婦+自己努力によって、現在のところボランティアグループであるペンギンの派遣を受けなくても何とかやっていける状況ということである。

【Eさん】子どもが小1女兒、中1男児の時、母死亡。内外を問わず出張が多いため、年3～4回の海外出張時のみ介護人派遣制度を利用した。何人も介護人に来てもらったそうだが、人によって取り組み姿勢に大きな相違が伺えたと言う。時間面だけを見ても、4時間では時間があるから「何かしてよろしいか」と自分で仕事を見つけたそうとする人がいる一方で、仕事だけさっさと済ませて2時間で帰ってしまう人もいたとのこと。Eさんは介護人さんにも家庭があるからと一定の理解を示しつつも、ビジネス的な介護人さんがいることを残念に感じている。

Eさんは、通常時にはペンギンからの派遣を受けた。下の子どもが中学校を卒業するまでの8年近く利用したそうで、ペンギンさんは「真心」がこもっていると賞賛する。それはペンギングループはできる限り父親の負担を軽減することを考えて行動するからだそうで、一例として「ひじき」や「ほしだいこん」といった保存がきく

一品をそれぞれの介護人の味でもってつくってくれることをあげ、そうしたことが自然にできるのは、ペンギンさんは出勤途中に「今日は何をしようか」ということを考えながら来宅するからではないかと説明する。彼女たちは天気がよければまず窓を開けて空気の入替えをしてから仕事に着手するが、介護人の場合は、食事をつくるだけで「私の言われたことはこれだけだから」と言って帰ってしまうタイプの人が多かったということで、「真心」の違いを強調された。Eさんはもっとペンギンを育てることを指摘し、活動の活性化を促進するために、補助金助成などを提案されている。

ここでは5人の父親から聴取した話の要点を掲載した。本来ならばもっと詳細に記述すべきであるが、紙面の都合もあり、ごく一部を紹介したに過ぎないことをお断わりしておきたい。しかし、父親としての大変さ、苦勞された点、子どもに対する思い、などはこの事例から推察可能であると思う。この生の声を、具体的な行政施策にどのように反映させていくかがこれからの課題である。

4. 介護人派遣事業の今後への考察

介護人派遣事業の利用例は、父子家庭にとって介護人派遣事業の活用が、地域での生活を継続する上で大きな意味を有していることを示している。しかし利用例の中にも表われているように、「利用しやすさ」という点においては、必ずしも利用者側である父子のニーズに応えきれない側面があることも否定できない。また関係者からは、介護人派遣事業制度があっても、利用がのびないのはなぜかという声も寄せられている。本項ではこうした実情を踏まえて、介護人派遣事業のより有効なあり方を検討するものである。

先の表1・2において、介護人派遣事業の国・広島市・枚方市の制度について整理した。この制度上の違いと5人の利用例をもとに、どのような制度であれば父子にとって利用しやすいかの観点から、介護人派遣事業についての考察を進めたい。

まず第一に、派遣時間帯についてである。広島市では原則を8時30分から17時までと定めているが、運用上は、介護人と派遣をうける父子側との合意により、その他の時間帯での利用も可能である。枚方市は時間帯についての規定はなく、双方の調整さえつけばいつでもよいということになっている。この時間帯についての柔軟さは、利用する父子側のことを考慮した配慮であると考えられる。事例からも伺える通り、父子が最も派遣を必

要とする時間帯は、子どもが下校する夕方から夕食にかけての時間帯である。「ただいま」と帰ってくる子どもを「お帰りなさい」とむかえ、子どもとの関わりをもちながら、夕食の準備までを頼むというものである。そしてできれば父親の帰宅をもってバトンタッチといきたいところであるが、時間的な制約もあり、そこまでは難しいようである。父子側の要望としては、朝の時間帯への派遣を求める声もあるが、派遣者の確保の問題があり、あまり進んでいない。またあわせて派遣時間の分割利用、つまり半日、一日単位での利用のみならず2時間単位での分割利用への要望が強いが、先の理由などにより現状では実現が困難な状況にある。

時間帯との絡みで大きな問題となるのが、介護者の確保である。民生児童委員を介護人として依頼しているところが多いようであるが、そうした場合民生児童委員の課題として指摘されているように、比較的高年齢の民生児童委員が多いことからくる活動への影響である。一つは訪問家庭宅での清掃が難しいなどの体力的な問題、今一つは、民生児童委員活動が忙しいために、行き届いた介護人活動を行うことが難しいという問題である。また介護人には女性が配置されるため、夕刻から夜間にかけての活動については時間的な制約を受けるという問題もある。このような問題を解決するために、当事者が自分で適切な人（頼みやすくして信頼のおける人）にお願いし、その人を介護人として推薦して登録してもらう、という方式も一部ではとられているようである。いずれにしてもどのようにして質の高い介護人を確保するかは本制度の成否を決定する大きな課題であり慎重な検討が求められるが、一つの方法としてホームヘルプ事業を社会福祉協議会が受託しているように、介護人の募集から研修、父子とのコーディネートまでを行政との協働のもと、社協で行うことも十分に考えられる方途であると思われる。

なお実際の派遣に際しては、1人派遣を原則としつつも、広島・枚方両市とも必要に応じて2人派遣が可能となっている。介護人確保の困難性とも関連するが、成り手である介護人側の意向としては、「男の家」には近隣の目もあつたりして行きづらいという声を聞く。そうした心配を幾分でも軽減する意味からも、人員配置の事情が許す限り、2人派遣を認める方向性が求められている。

つぎに、派遣事由についてである。国・広島市ともに、父子家庭になった直後6カ月間は、事由を問わず利用可能となっている。これは父子にとって非常に便利なことではあるが、この点については、つぎのような意見

も聞かれる。それは、「父子家庭になった当初は毎日の生活をどうするかだけで精一杯で、とても他のことを考える余裕がない。ちょっとゆとりができ、周りを振りかえることができるようになるまで半年はかかる」と。つまり介護人派遣という便利な制度があるということを知り、申し込みに至るまでに6カ月程度要することを示唆しており、現行制度である限り、結局の所利用できないに等しいということを提起している。父子家庭になった当初の日常介護については、期間延長などの配慮が必要だろう。なお派遣理由に関して、行政側からは、要請のあった家庭に対してはなるべく派遣できるようにするために、日常介護を派遣理由とすることによって柔軟性を確保したいという意見も出されている。いずれの場合においても、当日の朝になって急に派遣が必要な事態に陥った場合には、現状ではそれへの対応は不可能に近い。緊急時に対応できる体制づくりについても課題として指摘しておかなければならないだろう。

派遣事由と密接に関連するのが、派遣期間である。介護人を利用する父親に対しては、どうしても介護人に頼ってしまう、介護人に過大な期待を寄せがちである；嫁さんがわりの気持ちで頼む人がいる、などと父親側・行政側双方から反省をこめた意見が出されているが、介護人派遣の大きな目的は、父子の自立への支援である。その意味からすると、比較的早期に自立が可能となる父子が存在する一方で、子どもが小さいとか扶養しなければならぬ子ども数が多いなどの理由により、生活安定に時間を要すると思われるケースも少なくない。こうしたことから、派遣期間については一律的に定めるのではなく、個別のニーズに十分対応できるような期間設定が必要となる。現に枚方市では、5年以上に渡り介護人を利用している家庭があるということである。

介護人派遣事業の実施上の課題について考察を進めてきたが、上述した5項目以外にも、利用手続きの簡素化、派遣対象家庭における年長児童の範囲についての検討なども指摘しておかなければならない。しかし最大の課題は、事例においてもふれられているように、介護人の「質」の問題である。どのようにして量的水準を満たすか、またどのようにして実際に活動できる人を確保するかという段階では困難な側面があるが、やはり派遣される人の問題は本事業の成否の鍵である。言うまでもなく、だれもが家庭の中に入ってきてよいものではない。父子が心から信頼のおける人となるような介護人の量的確保が、これからの大きな課題である。そのための一方法として、地域福祉の担い手である社会福祉協議会の活用を提案したのである。

なお利用している父親からは、介護人の利用料金を何とか控除できないか、という要望が出されていることをここに記述しておきたい。

IV. 父子会について

父親に対する個別のヒアリング調査と平行して、父子家庭施策及び父子会に対する意向調査を枚方市において実施した。調査対象は枚方市父子会に加入している父親57人(平成8年2月現在。調査日現在入会している父親を対象としていることから、父子状態を卒業された寡父に該当する方を含む)である。調査は平成8年3月に郵送法によって行ったが、回収数は9人であった。当然ではあるが統計的な解析は無意味なため、ここでは父子会に対する自由回答への記述を整理するだけにとどめた。この結果を紹介し、父子会発展のための一助とした。

①入会してよかったと思われる点

- ・多くの人に出会えたこと
- ・レクリエーションが多くあり楽しいこと
- ・同じ仲間がいるということで心強く、励みになること
- ・いろいろな行事に参加でき、子どもが喜ぶこと
- ・情報紙の配布等により、施策の動向がわかること

②父子会発展のための方向性

- ・父子福祉法の制定
- ・もっと積極的な制度・施策の改善活動
- ・より積極的な行政の協力が得られるようにすること
- ・休日でも集まれる公的な場所の確保
- ・お互いに助けあえるシステムづくり
- ・参加率を高めること
- ・苦労を共有できる場とすること

③父子施策についての意見・要望

- ・父親が急な出張のような場合に安心して預けられる施設

- ・親子が一緒に生活でき、少々残業していても安心して働くことができるような施策
- ・母子家庭と比べ利用できる制度・施策が少ないという障壁を取り除くため、父子福祉法の制定を求める
- ・日常のささいな問題や困ることに対し、もう少しきめ細かい対応ができるような施策の検討

父子会に関係のある人を対象とした調査であるため、積極的な意見を把握することができた。母子会同様、父子の場合でもすでに子育てを終えた寡夫の割合が増加し、新規に加入する父子の減少もあって、父子会活動の展開が困難の一途を辿っているという現状がある。こうした現状を少しでも打開し、全国に父子会の輪をひろげていくことを目的として開催されている父子家庭全国交流集会在すでに3回を重ね、着実な成果を上げてきている。助成金・運営資金がなく、活動場所の確保もままならない現状下ではあるが、全国的に少しずつ芽生えてきた父子会のこれからのあり方について、行政・社会福祉協議会・父子会という3者が同一テーブルの上で検討を進めていくことが必要とされている。

V. おわりに

平成7年度は2年目の研究として、介護人派遣事業についての考察を中心にすすめてきた。不十分ではあるが、当事者の意見を尊重しながら、介護人派遣事業についての課題を検討した。平成8年度は、もう一人の当事者である、父子家庭の中で生活する子どもの意見を把握することを目的として、研究を進めたいと考えている。

ヒアリング調査を進める中で、何人かの父親からこの平成8年度から開始されるホームフレンド事業への期待を聞かされた。高学年になるにつれ難しくなる子どもとの関係づくりに、父親の多くは悩んでいるとのこと。ホームフレンドが父親と子どもとの橋渡し役となり、子どもにとってのお兄さん・お姉さんとして精神的な支えとなることを期待したい。次回の報告では、このホームフレンド事業の状況についてもふれる予定である。